

## 成田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和 3 年 3 月 策定

令和 4 年 3 月 更新

### 1. 目的

成田市耐震改修促進計画に定める目標の達成のため、市民の安全を確保することを目的に成田市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下、「アクションプログラム」という。）を策定し、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する耐震化促進に向けての啓発、耐震診断を実施した住宅所有者に対する耐震改修実施の呼びかけ、耐震改修事業者の技術力向上、建築物の耐震化に関する一般市民への周知・普及等の充実を図り、住宅の耐震化をより一層促進する。

### 2. 位置づけ

アクションプログラムは成田市耐震改修促進計画に基づき策定する。

### 3. 対象区域

アクションプログラムの対象区域は、成田市内全域とする。

### 4. 対象建築物

アクションプログラムの対象建築物は、（別表 1）に定める住宅とする。

### 5. 取組期間

令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とする。

### 6. 取組内容

耐震改修等に係る支援目標（別表 2）に基づき、その目標を達成するため、下記のとおり取組を実施する。

#### （1）財政的支援

成田市住宅耐震診断等補助金交付規則（平成 20 年規則第 38 号）及び成田市住宅耐震改修補助金交付規則（平成 21 年規則第 47 号）に定めるところにより、住宅の耐震診断に要する費用及び住宅の耐震改修に要する費用（工事費の他、補強設計費・工事監理費を含む）の補助事業を行う。

#### （2）住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

資産税課から発送される納税通知書に耐震化を促す案内を同封する。

また、必要に応じて住宅無料耐震相談会にて相談のあった住宅等を中心に直接訪問を行い、住宅所有者に耐震化を促す。

(3) 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

第1号による補助事業により耐震診断を行い、耐震性が不足していることが判明した住宅所有者に対し、耐震改修を促す。さらに、同診断から1年が経過しても耐震改修をしない住宅所有者に対し、ダイレクトメールや戸別訪問により耐震改修を促す。

(4) 改修事業者の技術力向上を図る取組及び住宅所有者との接触を容易にする取組

改修工事を行う事業者に対し、ちば安心住宅リフォーム推進協議会の開催する講習会への参加を促し、技術力の向上を図る。また、改修事業者リストを作成し、住宅所有者等へ配布する。

(5) 耐震化の必要性に係る普及啓発

- ・「広報なりた」に住宅無料耐震相談会及び第1号の補助事業に関する記事を掲載し、住宅所有者に耐震化促進について周知する。
- ・成田市ホームページに住宅無料耐震相談会及び第1号の補助事業に関する記事を掲載し、住宅所有者に耐震化促進について周知する。
- ・行政回覧で住宅無料耐震相談会及び第1号の補助制度に関するパンフレットを回覧し、住宅所有者に耐震化促進について周知する。
- ・市民課の番号案内表示機広告モニターに第1号の補助事業に関する記事を掲載し、住宅所有者に耐震化促進について周知する。
- ・千葉県建築士事務所協会の協力のもと、住宅無料耐震相談会を開催する。
- ・なりた知っ得出前講座にて住宅所有者に耐震化促進について周知する。

## 7. 目標・実績の公表

成田市のホームページで、毎年度ごとに次の耐震化目標・実績を公表する。

- (1) 住宅耐震診断補助件数
- (2) 住宅耐震改修補助件数

## 8. 目標の設定

住宅の耐震化促進に向け、PDCAサイクルに基づき、毎年度本プログラムの評価・検証を行い、新たな支援目標（別表2）等の設定を行う。

別表1 対象建築物の定義

住宅	木造住宅及び非木造住宅をいう。
木造住宅	主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この表において「法」という。）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）が木造の一戸建て又は併用住宅であり、丸太組構法（丸太、製材その他これに類する木材を水平に積み上げることにより壁を設ける工法をいう。）並びに建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の法第38条の規定による認定及び法第68条の10第1項に規定する型式適合認定によるプレハブ工法（工場で作成された部材を現場に搬入して組み立てる工法）により建築されたものを除く。
非木造住宅	主要構造部が木造以外の一戸建て又は併用住宅であり、昭和56年5月31日以前に着工されたものをいう。
一戸建て	1つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建築物であり、1つ以上の居室並びに専用の出入口、台所及びトイレがあるものをいう。
併用住宅	一戸建てで店舗、事務所、作業場その他これらに類する用に供する部分を兼ねるもののうち、居住の用に供する部分の床面積の占める割合が延べ面積の2分の1を超えるものをいう。

別表2 目標と実績

令和3年度	耐震診断補助事業		耐震改修補助事業	
	目標	8件	目標	5件
	実績	2件	実績	5件
令和4年度	耐震診断補助事業		耐震改修補助事業	
	目標	8件	目標	5件
	実績	—	実績	—